各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中

← 厚生労働省　認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和６年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の公開のご連絡について（情報提供）

【その８】

計２枚（本紙を除く）

Vol.1420

令和７年９月10日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111(内線 3936、3877)
FAX：03-3503-7894

事　務　連　絡
令和７年９月 10 日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）　　御中
各 介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和６年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の公開のご連絡について（情報提供）【その８】

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和６年度の「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業」を実施した（株）日本総合研究所のホームページにおいて、『「適切なケアマネジメント手法」の手引き　その３』及び『はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド』が掲載されましたので、ご案内いたします。

各自治体におかれましては、内容をご確認の上、管内の居宅介護支援事業者や介護支援専門員、関係団体、関係機関に周知いただくとともに、これらの手引き等を積極的に活用し、管内の居宅介護支援事業者等の方々と研修会や事例検討会を実施するなど、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を一層進めていただきますよう特段のご配意をお願いいたします。

なお、今後、当該事業に係る進捗等につきましては、随時お知らせしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○　「適切なケアマネジメント手法」の手引き　その３　～疾患別ケアについて学ぶ～
- 多職種との連携でも活用が期待できる「疾患別ケア」を中心に解説をした冊子です。手引きその１、その２とあわせてご活用ください。

○　はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド
- 本ガイドは、高齢者の世帯類型に着目し、ケアマネジメントのある場面において「適切なケアマネジメント手法」の中でもどのような項目に着目し、どのような取り組みが考えられるのかを例示したものです。
- 本ガイドは独居世帯編と高齢者のみ世帯編の２つがあります。
- 本ガイドをご活用いただく前には、活用のための説明書（考え方編、使い方編）

をご覧ください。

① 活用のための説明書　～考え方編～

➢ 本ガイドの活用に向けて、「適切なケアマネジメント手法」や本ガイドのねらいや概要を説明しています。

② 活用のための説明書　～使い方編～

➢ 本ガイドの具体的な使い方や活用上の留意点を説明しています。

③ 「はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド　本編

・ はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド
～先輩ケアマネジャーと学ぶ「適切なケアマネジメント手法」～独居世帯

・ はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド
～先輩ケアマネジャーと学ぶ「適切なケアマネジメント手法」～高齢者のみ世帯

※ 参考

○ 厚生労働省ＨＰ
適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進

○ 日本総研ＨＰ
「適切なケアマネジメント手法」に関する過去の成果物一覧

➢ 適切なケアマネジメント手法の本編や手引きその１・その２、概要版（項目一覧）などの成果物を全て掲載しております。

【担当】
厚生労働省　老健局
　認知症施策・地域介護推進課　人材研修係

電　話：03-5253-1111（内線 3936、3877）
ＦＡＸ：03-3503-7894
e-mail：shinkou-jinzai@mhlw.go.jp